

総合口座取引規定

1. (預金契約の成立)

当組合は、お客さまから当組合所定のこの預金の申込書の提出を受け、当組合が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

2. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金（無利息型普通預金）を含みます。以下同じです。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 前記②の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記(1)①および②の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものに限りです。
- (2) 前記(1)にかかわらず、後記14. の届出を受けた場合は、当店での払戻しに限りです。
- (3) 定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 普通預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. (振込金の受入れ)

- (1) 普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前記(1)にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印（または署名）して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前記(1)の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しすることができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。
- (5) 前記(1)、(2)にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

9. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

10. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または300万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記12. (1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

11. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、次の(2)の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、各々、貸越利率の低い順とします。貸越利率が同一の場合の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について、解約または（仮）差押があった場合には、前記10. (2)により算出される金額については、解約された定期預金の金額または（仮）差押にかかる定期預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 前記①の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

12. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

総合口座取引規定

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

- ② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%（年365日の日割計算）とします。

13. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元金金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳の紛失等による再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当組合は法令で定める本人確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。口座開設の際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって当店に届出てください。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に直ちに書面によって当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に、当組合が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

15. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱いと見做し、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

17. (即時支払)

- (1) 次の①から④までの一つにでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 前記12.(1)②により極度をこえたまま6カ月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この取引は、後記19.(5)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの取引の開設をお断りするものとします。

19. (解約等)

- (1) 普通預金を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書または通帳を発行します。
- (2) 前記(1)の解約手続きに加え、この取引の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 前記17.(1)または(2)の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。この取引を解約した場合、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
- (4) 前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① この取引の口座名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの取引の口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この取引の預金者が前記16.(1)に違反した場合
 - ③ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前記(4)のほか、次の①から⑥までの一つにでも該当し、預金者について確認した事項または後記19の2.(1)もしくは(2)の定めに基づき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ① 後記19の2.(1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限の理由となる事実が1年以上に亘って解消されないとき
 - ② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (6) 前記(3)および(4)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為

総合口座取引規定

- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E その他前AからDに準ずる行為

- (6) この取引が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (7) 前記(4)から(6)までにより、この取引が解約されて普通預金の残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

19の2. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他必要事項を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (5) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

20. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

21. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、定期預金が前記1 1. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

23. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この取引について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。)
- (3) 預金者等から、この取引について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限りです。)
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除きます。))もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等から残高の確認があったこと
 - ① ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りです。)
 - ② 残高証明書発行依頼のあったもの
- (6) 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - ① 氏名変更及び住所変更(ただし、当組合が把握できるものに限りです。)
 - ② 通帳・証書・カード類の紛失、並びに印章の喪失または変更(ただし、当組合が把握できるものに限りです。)
 - ③ 預金名義人の死亡(ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限りです。)
- (7) 総合口座取引規定に基づく預金等について前記(1)から(6)に掲げるいずれかの事由が生じたこと

24. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 前記2 3. に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りです(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限りです。)
 - ④ この取引が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)②において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から③までに掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から③までに掲げる事由に応じ当該①から③までに定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金等にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

総合口座取引規定

A 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。）※ただし、以下の条件による

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）

C 預金者等からこの取引について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

- (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (b) 公告前の休眠預金活用法に基づく通知を受け取る住所地

D 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。ただし、以下の条件による

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

E 預金者等からの残高の確認があったこと

- (a) ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。）
- (b) 残高証明書発行依頼のあったもの

F 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと

- (a) 氏名変更及び住所変更（ただし、当組合が把握できるものに限り。）
- (b) 通帳・証書・カード類の紛失、並びに印章の喪失または変更（ただし、当組合が把握できるものに限り。）
- (c) 預金名義人の死亡（ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限り。）

G 「総合口座取引規定」に基づく預金等について異動事由が生じたこと

H 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限り。）。

③ 総合口座取引規定に基づく預金等について、前記①および②に掲げる事由が生じたこと 預金等に係る最終異動日等

25. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前記24. (2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金等にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

26. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この取引について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金者等は、当組合を通じてこの取引に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者等は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ① この取引について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この取引について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③ この取引に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この取引に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当組合は、次の①から③までに掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当組合がこの取引に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この取引について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③ 前記(3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

27. (準拠法および管轄裁判所)

- (1) この規定および他の各預金取引規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この規定において他の各預金取引規定に関する訴訟については、大阪地方裁判所もしくは東大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

28. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当組合が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（令和2年4月1日改定）

定期性総合口座取引規定

1. (預金契約の成立)

当組合は、お客さまから当組合所定のこの預金の申込書の提出を受け、当組合が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

2. (定期性総合口座取引)

(1) 次の各取引は、定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金（無利息型普通預金）を含みます。以下同じです。）
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③ 定期積金（以下②③を併せて「定期預金等」といいます。）
- ④ 前記②および③を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)①および②の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当組合本店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、本店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものに限りです。

(2) 前記(1)にかかわらず、後記 14. の届出を受けた場合は、当店で払戻しに限りです。

(3) 定期預金等の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

4. (証券類の受入れ)

(1) 普通預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. (振込金の受入れ)

(1) 普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

(2) 前記(1)にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。

(3) 普通預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

(3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

8. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金等の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印（または署名）して、通帳とともに提出してください。

(2) 前記(1)の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。

(4) 定期預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しすることができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

(5) 前記(1)、(2)にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

9. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

10. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金等の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記 12. (1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

11. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金等があるときは、次の(2)の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金等があるときは、各々、貸越利率の低い順とします。貸越利率が同一の場合の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(3)① 貸越金の担保となっている定期預金等について解約または（仮）差押があった場合には、前記 10. (2)により算出される金額については、解約された定期預金等の金額または（仮）差押にかかる定期預金等の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

12. (貸越金利息等)

(1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

定期性総合口座取引規定

- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- D 変動金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- E. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利率に年0.70%を加えた利率

- ② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%（年365日の日割計算）とします。

13. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳の紛失等による再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当組合は法令で定める本人確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。口座開設の際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって当組合に届出てください。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に、当組合が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

15. (印鑑照合等)

- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求書等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱いと見做し、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金等、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

17. (即時支払)

- (1) 次の①から④までの一つにでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 前記12.(1)②により極度をこえたまま6カ月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

- この取引は、後記19.(5)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの取引の開設をお断りするものとします。

19. (解約等)

- (1) 普通預金を解約する場合には、この通帳および定期積金を担保としている場合には、その通帳（または定期積金証書（控））を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金等の記載がある場合で、定期預金等の残高があるときは、別途に定期預金等の証書または通帳を発行します。
- (2) 前記(1)の解約手続きに加え、この取引の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 前記17.(1)または(2)の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。この取引を解約した場合、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
- (4) 前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① この取引の口座名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの取引の口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この取引の預金者が前記16.(1)に違反した場合
 - ③ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 当組合が法令で定める本人確認等を行うにあたって預金者について確認した事項または後記19.の2.(1)もしくは(2)の定めに基づき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ 後記19.の2.(1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限の理由となる事実が1年以上に亘って解消されないとき
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (6) 前記(3)および(4)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

定期性総合口座取引規定

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにても該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

- (6) この取引が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うことができます。
- (7) 前記(4)から(6)までにより、この取引が解約されて普通預金の残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、本店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

19.2. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他必要事項を当組合所定の方法により届出のものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (5) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

20. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

21. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金等は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、定期預金等が前記 11. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金等の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとし、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

23. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この取引について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。)
- (3) 預金者等から、この取引について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
- ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除きます。)
- (5) 預金者等から残高の確認があったこと
- ① ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。)
 - ② 残高証明書発行依頼のあったもの
- (6) 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと
- ① 氏名変更及び住所変更(ただし、当組合が把握できるものに限り。)
 - ② 通帳・証書・カード類の紛失、並びに印章の喪失または変更(ただし、当組合が把握できるものに限り。)
 - ③ 預金名義人の死亡(ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限り。)
- (7) 定期性総合口座取引規定に基づく他の預金について前記(1)から(6)に掲げるいずれかの事由が生じたこと

24. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 前記 23. に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)
 - ④ この取引が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

定期性総合口座取引規定

(2) 前記(1)②において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から③までに掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から③までに掲げる事由に応じ当該①から③までに定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

A 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。）※ただし、以下の条件による

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）

C 預金者等からこの取引について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 公告前の休眠預金活用法に基づく通知を受け取る住所地

D 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。ただし、以下の条件による

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

E 預金者等からの残高の確認があったこと

(a) ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。）

(b) 残高証明書発行依頼のあったもの

F 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと

(a) 氏名変更及び住所変更（ただし、当組合が把握できるものに限り。）

(b) 通帳・証書・カード類の紛失、並びに印章の喪失または変更（ただし、当組合が把握できるものに限り。）

(c) 預金名義人の死亡（ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限り。）

G 「定期性総合口座取引規定」に基づく預金等について異動事由が生じたこと

H 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限り。

③ 定期性総合口座取引規定に基づく預金等について、前記①および②に掲げる事由が生じたこと 預金等に係る最終異動日等

25. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前記24.(2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金等にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

26. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この取引について長期間お取がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前記(1)の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者等は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

① この取引について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと

② この取引について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）

③ この取引に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この取引に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(4) 当組合は、次の①から③までに掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

① 当組合がこの取引に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この取引について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること

③ 前記(3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

27. (準拠法および管轄裁判所)

(1) この規定および他の各預金取引規定の準拠法は日本法とします。

(2) この規定において他の各預金取引規定に関する訴訟については、大阪地方裁判所もしくは東大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

28. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当組合が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

(3) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（令和2年4月1日改定）